

消防庁 危険物保安室
室長 鈴木康幸 殿


全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎 


全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新屋 義信 

危険物貨物の取り扱いなどに関する申入れ

貴職におかれましては、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業並びに港湾労働に関するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、8月23日に、フレキシブルバッグに食用油を詰め、コンテナに積み込まれた海運貨物が大阪港で荷揚げされ、大阪港から大阪府内を経由して和歌山県の荷主に海上コンテナトラックで輸送される際に、何らかの事情で食用油がコンテナから漏れ、公道に油が漏れたために、何台もの自動車・バイクがスリップ事故を起こす事態が発生しました。

この事故については、それぞれの所管官庁(機関)において、原因究明などが進められているところですが、貨物が港湾貨物であったことに鑑み、私たちは、重要な問題と認識しています。

また、今回の事故に限らず、危険物貨物や、コンテナ貨物自体の情報(貨物・重量など)が、ドライバーに周知されていないために、あわや大惨事といった危険をドライバー自身が日常的に感じていることが常態化しています。

については、港湾労働組合として、また、海コンドライバーも数多く組織する労働組合として、労働者は無論のこと、市民の安全を確保する立場から、貴職に対し下記の通り申し入れます。

記

1. 危険物貨物、貨物情報の事前周知の徹底について
 - (1) 政府として、国際連合危険物輸送勧告を批准することを推進し、国内法(海上運送法、消防法、安全衛生法等)における危険物の概念を国際基準に整合させ、その基準で、国内法を整備し、港湾運送、海コン運送における危険物輸送の安全を担保すること。そのために、所管に委ねることなく、連絡会議を設置し、具体的対応を図ること。
 - (2) 貨物情報を、海コンドライバーに周知することを、荷主はじめ海上輸送に係る諸団体に徹底すること。

(3) 交通・公道の安全を確保する際、直ぐに「ドライバーの責任」に着目する傾向がみられるが、海コン事故の多くが、貨物の内容(荷姿、形状、重量等)に事故が誘発されるのが実態であり、海コン運転手や海コン事業者の責任追及を一義とすることなく、貨物に着眼した原因究明の手法を一義的とするよう周知すること。

2. 輸出・輸入に関わらず、運送の際に損傷、発火など危険性のあるフレコンバッグ、その他の輸送用機材を、工業製品として絶対に認めないこと。そのために、これらの製品に関して厳格に審査する体制を作ること。

3. 港頭地区の野積場に搬入されたスクラップ(屑鉄など)が発火し、野積場を借り受けている港運事業者の消防能力が及ばず、苦慮する事態が散見される。荷主によって持ち込まれるスクラップが洗浄されないまま持ち込まれ、スクラップに付着している何らかの化学物質が発火の要因と推測されている。ついては、スクラップを港に搬入する前に徹底洗浄することを、荷主団体などに「防火」の観点で強く指導すること。

4. これらの申し入れに関する、今回の協議以降の対応、具体的措置について、情報開示とともに、継続的に協議を進めながら、対応すること。また、本件に限らず、港湾労働者、港湾関係労働者の安全などの問題で、貴省に係るに係る諸問題について、解決を促進するために、個別の諸課題について協議を行うこと。

以上